

中東情勢等の影響を受ける県内中小企業者への 資金繰り支援について

◆「資金繰り安定資金（中東情勢緊急経済対応枠）」を創設

中東情勢等をめぐる不安定な状況が長期化する中、原材料価格やエネルギーコストの上昇に加え、小規模事業者を中心に資材調達の遅れなど事業活動への影響が出ています。

こうした状況を踏まえ、県内中小企業者が資金繰りに支障を来すことのないよう、中東情勢等の影響により経営環境が悪化しているすべての事業者を対象として、特別優遇金利（年1.7%以内）を適用する新たな資金を創設し、支援を実施します。

<制度の概要>

対象者	すべての業種に属する中小企業者で、中東情勢等の影響により原材料価格やエネルギーコストの上昇等に伴い経営環境が悪化しているもののうち、次のいずれかの最近 1 か月の実績が前年同月と比較して 5%以上減少している方。 ① 売上高 ② 売上高総利益率（売上総利益÷売上高×100） ③ 売上高営業利益率（営業利益÷売上高×100）
融資限度額	8,000 万円
融資利率	年 1.7%以内
信用保証料率	年 0.45%～1.30%（責任共有制度）
資金使途	運転、設備、返済（保証協会の保証付融資の残高を返済するための資金）
融資期間	10 年以内
据置期間	2 年以内
取扱期間	令和 8 年 6 月 26 日から当面の間

（連絡先）

商工労働部 商工労働政策局 商工振興課 金融班

担 当：小西、佐藤

電 話：073-441-2744